

首都圏等広報支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

首都圏等広報支援業務

2. 業務の目的

地域間競争が激化する中、三重県（以下「県」という。）では、「選ばれる自治体」としての知名度向上・イメージアップを図るプロモーション活動を展開している。

また、県では人口の転出超過に歯止めをかけることを目的に、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進に取り組んでいる。特に、県では若者世代の流出が多く、若者の県内定着が課題となっている。

そこで本業務では、首都圏等の大都市圏でのメディアを活用した情報発信に取り組み、三重県が持つ様々な魅力（豊かな自然環境や観光資源、食、伝統文化など）を全国に発信し、全国の若者に対して三重県の知名度向上・イメージアップを図るとともに、県が今年度に注力する取組としている「若者の県内定着」につなげるために、全国の若者に三重県で暮らしたい、働きたいと思ってもらうための情報発信に取り組む。

ついては、この取組における成果を最大限のものとするため、広報分野の高い専門知識や実践経験を有する事業者による支援を求める。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和3年3月29日まで

4. 業務の内容

(1) 取材誘致（パブリシティ活動）

首都圏など大都市圏のメディア（テレビ番組や雑誌、ウェブサイトなど）に、三重県の情報を提供し、三重県の露出の獲得に努める。

取材誘致の目標件数は企画提案コンペでの提案によるものとするが、地上波テレビ番組4件、雑誌4件は必須とし、そのうち、地上波テレビ番組2件以上、雑誌2件以上は下記①の若者の県内定着につながるものとする。また、下記②については、地上波テレビ番組1件以上、雑誌1件以上とすること。

【取材を誘致する内容】

①若者の県内定着（移住促進、UI ターン促進等）につながる内容

三重県で地域活性化等に取り組む若者（地域おこし協力隊、起業者、就農者など）の活動内容や背景などが紹介されるもの

②その他三重県の知名度向上、イメージアップにつながる内容

観光や食、文化、自然など三重県の魅力情報の発信につながるもの

(2) メディアの情報収集

取材誘致活動を通して、メディアでの三重県の評判、メディアが興味を持っている三重県の情報、三重県が取材されそうな番組やコーナーなどの情報を収集し、随時、県へ報告を行うこと。

(3) アプローチ資料の作成

取材誘致活動を実施するにあたって必要な情報をとりまとめたアプローチシートを県と協議のうえ作成すること。

アプローチシートは、県から提供された情報を基に(1)①～②のそれぞれ1件以上を作成することとし、メディアから収集した情報などを加え、取材誘致活動ごとに随時作成するものとする。

(4) ニュースリリースの配信

県が作成したニュースリリースを、首都圏等の全国メディアに対し10回以上配信する。(インターネット配信プラットフォームを含む)

県が作成したニュースリリースについて、より多くのメディアに取り上げてもらえるよう内容やレイアウトを調整したうえで配信すること。

なお、三重県のさらなる認知度向上につなげるため、受託者が作成したニュースリリース(ニュースレター、調査リリース等)を配信することも可とする。

リリース配信後も、より多くのメディアに取り上げられるようPR活動を行うこと。

多くのメディアへの拡散に向けて、SNS・ウェブ広告等、有効な手法があれば提案し、本業務の範囲として実施すること。

(5) クリップング、報告書作成等

本業務により、メディア露出が把握できたもの全てについて、クリップングを行い、報告書とともに、随時、県に提出すること。なお、報告書については、媒体別(テレビ、雑誌、新聞、WEB等)の取材誘致件数及び広告換算額等の効果を記載すること。

(6) 広報アドバイス

県の広報手法等についての相談、質問等へのアドバイスを行うこと。なお、アドバイスを受けて県が事業を実施する場合の費用については本業務の委託費には含まないものとする。

広報手法の先進事例等について、県の各部局の担当職員を対象とした広報研修を1回(2時間程度)行うこと。

(7) 県との調整

受託者は、業務の遂行にあたり、随時、広聴広報課及び各部局の担当所属と企画調整・協議・報告を行うとともに、広聴広報課と打ち合わせを年間7回以上行うこととする。

ただし、メディアとのアプローチの状況等の本業務の実施状況については、随時最新情報をメールなどで県に報告を行うこと。

5. 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

ア 三重県戦略企画部広聴広報課(三重県津市広明町13番地): 打ち合わせ等

イ 受託者の所在地: 資料作成、メディアへの連絡、リリース配信等

ウ 県が指定した場所: メディア訪問、取材対応等

6. 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

7. 提出書類等及び納入物件等

(1) 提出書類等（受託者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

- ア 実施体制図・委託業務実施計画書
- イ 要員変更申請書

(2) 納入物件等（受託者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

ア 業務完了報告書

- ①提出期限：令和3年3月29日
- ②提出部数：紙媒体及びCD-R又はDVD-Rを各1部

8. 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

9. 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

12. 業務実施上の条件

(1) 契約金額には、取材誘致活動実費、資料作成実費、情報収集費、取材実費（交通費、宿泊費、取材協力費等）、通信費、事務消耗品費、リリース配信費、クリッピングにかかる費用等、業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。

なお、契約金額のうち1,300,000円（税抜）以上をメディアに支払う取材実費（交通費、宿泊費、取材協力費等）に充てることとし、原則、若者の県内定着（移住促進、UIターン促進等）につながる取材に使用するものとするが、詳細は県と協議のうえ決定するものとする。

(2) 受託者は、業務等に従事していない時間には、本業務のために常駐や待機している必要はないが、電子メール等で速やかに連絡できるようにすること。

(3) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

(4) 受託者は、本仕様に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 3. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1 4. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。